

「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」の改定について

〔平成13年6月13日〕
金融庁行政情報化推進委員会決定

国民、金融機関等（以下、「国民等」という。）と金融庁との間における申請・届出等手続の電子化については、「金融庁行政情報化推進計画」（平成12年7月1日金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき策定した「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」（平成12年9月29日金融庁行政情報化推進委員会決定）により、平成12年度を初年度として、計画的に推進しているところであるが、「e-Japan重点計画」（平成13年3月29日IT戦略本部決定）において、「各府省は、既存のアクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを2001年度早期に策定する」とされたことに加え、本年1月の金融再生委員会の廃止に伴い、新たに当庁所管となった申請・届出等手続を加える必要もあること等から、「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」について、下記のとおり改定することとする。

記

1. 総論

(1) 改定に当たっての基本的な考え方

「e-Japan重点計画」では、アクション・プランの見直しについて、各個別手続のオンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本的見直し、及び事務処理の電子化の3点から行うこととしている。

個別手続のオンライン化実施時期の前倒し

金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化については、原則として平成15年度までに行うこととしていたが、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム（以下「汎用受付等システム」という。）を14年度までに整備し、報告、届出等当庁から申請者に対する結果通知等を要

しないものについては、原則として、同年度中に、書面による手続に加え、オンラインによる手続が開始できるよう努める。上記以外のものについては、15年度のできるだけ早期に、書面による手続に加え、オンラインによる手続を開始できるよう努める。

但し、財務省財務局等に対して提出されるものや他省庁と共管となっているものについては、財務省財務局等や共管省庁の整備状況を踏まえ、オンラインによる手続が開始できるよう努める。また、手数料等の納付を要するもの、国・地方公共団体が発行する証明書の添付を要するもの等については、これらに関する関係府省等におけるシステム整備の状況を踏まえつつ推進する。

簡素化等手続そのものの抜本的見直し

審査の便宜上申請書類等の複数部数（副本を含む。以下同じ。）の提出を求めていたものについては、オンラインによる場合には1部とする。

また、国や地方公共団体が発行する証明書等の添付を求めているもののうち、インターネット登記情報サービスや住民基本台帳ネットワークシステム等の利用により当庁から所定の機関に照会すれば足りるものについては、添付書類を省略することとする。

このほか、関連する手続については様式の標準化に努めることとし、他省庁との共管となっているものについては、受付窓口の一元化等を図るように努めることとする。なお、システムの保守や整備が必要な場合を除き、原則として、24時間受付を実施することとする。

事務処理の電子化

（イ）汎用受付等システム

行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会において定めることとなっている汎用受付等システムの基本仕様に沿って受付審査の自動化、文書接受の事務の自動化等を14年度までに整備する。

（ロ）個別業務システム

審査、統計等事務処理の効率化のための個別業務システムの整備については、システム導入により見込まれる効果とコストを十分勘案して検討を行うこととし、早期の導入が適当と認められるものについては15年度までに整備を行う

よう努める。

(八) 総合的文書管理システムとの連携

オンラインで受け付けた文書等の内部事務処理（審査、りん議、決裁、進行管理、保管等）は、可能なものから別途整備する総合的文書管理システムにより、一体的に行うこととする。

(2) 推進体制

申請・届出等手続のオンライン化の推進、フォローアップ等については、「金融庁行政情報化推進委員会」（委員長：総務企画局審議官）があたるほか、同委員会幹事会（各局総務課課長補佐等で構成）が各局におけるアクション・プラン推進担当者として本計画の着実な実施に努める。

(3) オンライン化基盤整備計画

認証システム

金融庁における認証システムについては、「政府認証基盤の基本的な仕様」（平成12年7月27日付行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）等に沿って13年度中に開発を行い、14年度中に運用を開始する。

汎用受付等システム

汎用受付等システムは14年度までに整備し、同年度中に運用を開始する。

総合的文書管理システム

オンラインにより受け付けた文書等を中心に、文書を電子的に総合的に管理する総合的文書管理システムについて、13年度中に開発を行い、14年度中に運用を開始する。

情報セキュリティ

申請・届出等手続のオンライン化に当たっては、「金融庁情報セキュリティポリシー」（平成12年12月26日金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき、その安全性、信頼性の一層の確保を図る。

(4) 個別手続のオンライン化実施計画

金融庁所管の法令に基づき、国民等から当庁に行われる申請・届出等の手続

1258件のうち、報告、届出等当庁から申請者に対し結果通知等を要しないものについては、原則として、14年度中に書面による手続に加え、オンラインによる手続を行うことが可能となるよう努める。上記以外のものについても15年度のできるだけ早期に、書面による手続に加え、オンラインによる手続を行うことが可能となるよう努める。

なお、オンラインによる申請者・届出者等に対する当庁からの結果通知等については原則オンラインによるものとし、希望者に対しては、紙で行うことも可能となるようにする。

2. 推進計画

(1) オンライン化基盤整備計画（詳細は別添1-1参照）

認証システムの整備

金融庁における認証システムについては、「政府認証基盤の基本的な仕様」（平成12年7月27日付行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成13年4月25日行政情報推進各省庁連絡会議幹事会了承）、「政府認証基盤相互運用性仕様書」（平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議基本問題専門部会了承）及び、平成13年度早期に取りまとめられる汎用受付等システムの基本仕様を踏まえて、同年度中にシステムの開発を行い、14年度中に運用を開始する。

申請・届出等の受付、結果通知等に係るシステムの整備

13年度早期にとりまとめられる汎用受付等システムの基本仕様に沿って、14年度までに本システムを整備し、同年度中に運用を開始する。

手数料等納付や国・地方公共団体が発行する証明書に関するシステムとの連携

これらのうち、住民基本台帳ネットワークシステムやインターネット登記情報提供サービス等既に整備されているシステムについては、汎用受付等システムを整備する過程においてこれらのシステムとの連携等について検討する。また、歳入金電子納付システム等、現在開発中のシステムについては、関係府省におけるシステム整備の状況を踏まえつつ推進する。

総合的文書管理システム

文書の作成・取得から、庁内の配布、保存、廃棄までを電子的に総合的に管理する総合的文書管理システムについては、13年度中に開発を行い、14年度中に運用を開始する。なお、決裁の電子化については、軽微かつ処理件数が多数に及ぶものなど、個々の案件について決裁者への対面での説明を要さないものから順次導入を進める。

情報セキュリティ

申請・届出等手続のオンライン化に当たっては、「金融庁情報セキュリティポリシー」（平成12年12月26日金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき、その安全性、信頼性の一層の確保を図る。

（2）個別手続のオンライン化実施計画（詳細は別添1-2-1～4参照）

概要

金融庁所管の法令に基づき、国民等から当庁に行われる申請・届出等の手続1258件のうち、銀行からの定款変更や代表取締役等の就退任に関する届出（銀行法第53条第1項第8号）や報告のように、当庁から申請者に対し結果通知等を要しないもの525件については、原則として、14年度までに書面による手続に加え、オンラインによる手続を開始できるよう努める。上記以外のものについても、15年度のできるだけ早期に、書面による手続に加え、オンラインによる手続を開始できるよう努める。

但し、財務省財務局等に対して提出されるものや他省庁と共管となっているものについては、財務省財務局等や共管省庁の整備状況を踏まえ、オンラインによる手続を開始できるよう努める。また、手数料等の納付を要するもの、国・地方公共団体が発行する証明書の添付を要するもの等については、これらに関する関係府省等におけるシステム整備の状況を踏まえつつ推進する。

審査、統計等事務処理の効率化のための個別業務システムの整備については、システム導入により見込まれる効果とコストを十分勘案して検討を行うこととし、早期の導入が適当と認められるものについては平成15年度までに整備を行うよう努める。

なお、電子開示システム（EDINET = **E**lectronic **D**isclosure for **I**nves-

tors' **NET**work) による手続については、これらのシステム整備を待たず、13年6月から順次実施に移すこととする。

法令上の手当

オンライン化の前提として法令上の手当が必要なものについて、13年度早期に取りまとめられる申請・届出等の手続のオンライン化に伴う法令の見直しに係る基本方針を踏まえ、同年度中に見直しを要する箇所の取りまとめを行い、14年度までに所要の措置を講ずる。また、手数料の納付方法に関する規定についても法令改正等の必要性の精査及び所要の手当を行う。

様式・添付書類等の見直し

法令上の手当を行う過程において、次の点について様式や添付書類、受付窓口等の見直しを行うこととする。

- (イ) 審査の便宜上申請書類等の複数部数の提出を求めていたもの46件については、オンラインによる場合には1部とする。
- (ロ) 国や地方公共団体が発行する証明書等の添付を求めているもののうち、インターネット登記情報サービスや住民基本台帳ネットワークシステム等の利用により当庁から所定の機関に照会すれば足りるもの136件については、添付書類を省略する。
- (ハ) 関連する手続については様式の標準化に努める。
- (ニ) 他省庁との共管となっているものについては、受付窓口の一元化等を図るよう努める。

なお、システムの保守や整備が必要な場合を除き、原則として、24時間受付を実施することとする。

認可法人が行う手続

当庁所管の認可法人（預金保険機構及び日本公認会計士協会）が処理する申請・届出等手続22件については、各認可法人に対して、法令改正の動き、システムの標準仕様等の実施方策について、当庁での取組を適時に提示し、各認可法人等における認証システムなどの基盤整備の状況を踏まえ、可能な限り15年度までにオンライン化を行うよう要請する。

地方公共団体が行う手続

地方公共団体が処理する申請・届出等手続（地方自治法第2条第9項第1号で規定する法定受託事務）144件については、地方公共団体に対して、法令改正の動き、システムの標準仕様等の実施方策について、当庁での取組を適時に提示する。

（3）文書管理規則等の手当

文書管理規則等については、電子化に対応した文書管理規則等の整備を13年1月6日付で行ったが、今後も個々の申請・届出等手続のオンライン化の実施状況に合わせて必要な見直しを行う。

3．各年度における取組

（1）平成13年度中に行うことを予定しているもの

所管法令について見直しを要する箇所の取りまとめ（地方公共団体等への通知）
個々の申請・届出等の添付書類等についての内容、様式等の見直し（地方公共団体等への通知）

所要の法令改正等（14年度まで）

認証システムの開発（汎用受付等システム等との連携は14年度）及び金融庁認証局認証業務運営方針の策定

汎用受付等システムの検討及び開発（開発は14年度まで）

個別業務システムの要否についての判断及びシステムの検討（地方公共団体等への通知）（システムの検討は14年度まで）

総合的文書管理システムの検討及び開発

有価証券報告書、半期報告書等の提出及び縦覧等についてオンライン化の開始
文書管理規則等について、個々の申請・届出等手続のオンライン化実施状況に合わせた見直し（15年度まで）

14年度に行うことを予定しているシステム整備等に要する費用についての予算要求

（2）14年度中に行うことを予定しているもの

所要の法令改正完了

認証システムの運用開始

汎用受付等システムの開発及び運用開始（申請者に対し当方から結果通知等を要するものを除く。）

総合的文書管理システムの運用開始

有価証券届出書、公開買付届出書等の提出及び縦覧等についてオンライン化開始
文書管理規則等について、個々の申請・届出等手続のオンライン化実施状況に合わせた見直し（15年度まで）

15年度に行うことを予定しているシステム整備等に要する費用についての予算要求

（3）15年度中に行うことを予定しているもの

汎用受付等システムの運用開始（申請者に対し当庁から結果通知等を要するもの。）

個別業務システムの整備及び運用開始

歳入金電子納付システムとの接続、これを活用したオンライン手続開始

4．その他

（1）当庁から求める手続

銀行法第24条による報告徴求等、当庁から都度、金融機関等に対して報告等を求める場合における金融機関等から当庁への報告等の提出に当たっても、オンラインによる提出を認める方向で検討する。

（2）フォローアップ等

推進状況のフォローアップ

毎年度末時点において、本計画に基づく進捗状況のフォローアップを行い、その結果を金融庁ホームページにおいて公表する。

フォローアップ結果等を踏まえたアクション・プランの見直し

このアクション・プランは、上記のフォローアップの際あるいは必要に応じて、オンライン化基盤整備や法令等の手当ての進捗状況、通信情報基盤の進展等の状況を勘案し見直すこととする。

(3) 財務省財務局等との関係

法令に基づき金融庁長官より申請・届出等の手続が財務省財務局長等に委任されたもののうち、申請者からオンラインで財務省財務局等に提出された文書については、金融庁に対する進達等においてもオンラインにより行うよう努めることとする。

また、地方公共団体が処理する申請・届出等手続について、申請者からオンラインで提出された文書で、金融庁等に対する進達等においてもオンラインにより行うよう要請することとする。

以 上